

建設工事等の格付けを定める場合の主観点数算定要領

1. 指名停止

指名停止1ヶ月につき市の工事にかかる場合は10点、それ以外の場合は5点の減点を行う。契約排除についても同様とする。

対象期間は当該格付けを行う日の前年度（4月1日～翌年3月31日）の間とする。

なお、年度にまたがる場合は、指名停止の始期の属する月は1ヶ月として取り扱い、終期の属する月がその日をもって満了しない場合は、この月を切り捨て、翌年度へ持ち越す。

2. 工事成績による加減点

当該格付けを行う前年度（4月1日～翌年3月31日）の工事成績について、1件ごとに次の式により加減点を行う。

この工事成績の対象は、請負金額200万円以上のものとする。

工事成績75点を超える工事 $(\text{得点} - 75) \times 2$ 点を加点

工事成績60点を下回る工事 $(60 - \text{得点}) \times 2$ 点を減点

建設工事共同企業体で工事を施工した市内建設業者工事成績の加減点については、加点、減点数を出資比率により算出するものとする。（少数点以下切り捨て）

3. 地域貢献に対する加点

小松島市と小松島市地域防災計画大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結して、組織的に活動できる建設業者については10点加点する。

小松島市土木施設アドプト事業に参加し、覚書に基づく適正な活動を行っていると思われる建設業者については10点を加点する。

4. 技術者評点

直近の経営事項審査の技術者職員数について以下により点数を与える。

- (1) 1級技術者1名につき5点
- (2) 2級技術者1名につき2点
- (3) その他の技術者1名につき1点

5. ISO認定取得評点

ISO9000's及びISO14001を取得している場合には各10点を加点する。ただし、ISO9000'sについては複数取得した場合においても加点は10点のみとする。

附則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成19年5月1日より施行する。

附則

この要領は平成20年1月1日より施行する。

附則

この要領は平成24年1月1日より施行する。